

議会・市政を**市民に**身近なものに

議員活動がわらばん



[連絡先] 米子市内町53 ☎(0859)33-6475 FAX(0859)23-0268

米子市淀江町淀江553-4 ☎(0859)56-3339 FAX(0859)56-2905 **ご意見をお寄せ下さい**

[HP] <http://dokohitoshi.mimoza.jp/> [メールアドレス] dokohitoshi@my-s-pace.jp (会派:よなご・未来)

なぜ、議会はこの陳情を不採択とするのか?!

(陳情第96号) 島根原発2号機再稼働の是非について意見を述べる前に、中国電力に対して立地自治体並みの安全協定の実現を強く求める陳情

1. 要旨

8月11日の安全協定に関する中国電力の対応に強く抗議し、米子市が島根原発2号機再稼働の是非について意見を述べる前に、立地自治体並みの安全協定締結を実現するよう、米子市議会から中国電力に対して強く求めてください。

福島原発事故で明らかのように、いったん事故が起きれば立地自治体と周辺自治体が被る被害は大きな違いはない。これまで、鳥取県・米子市・境港市は(議会も含め)、中国電力に対して何度も安全協定の改定を求めてきた。

それにもかかわらず、中国電力からの回答はいまだなし。それどころか、中国電力は、下記のような見解を明らかにした。

- ・事前了解権は立地自治体固有のもの。
 - ・周辺自治体に拡大することは本来あるべき姿とは異なる。
- (つまり、事前了解権は周辺自治体が持つものでもないし、持つべきものでもない)

そういう状況を踏まえて、9月議会に市民団体から上記の陳情が提出された。しかし、議会はこの陳情を(賛成7、反対18)で不採択とした。

なぜなのか?(具体的な経緯は、裏面を参照)

<立地自治体並みの安全協定とは>

中国電力は、島根原発2号機の再稼働をするためには安全協定に基づき「事前了解願い」を立地自治体(島根県、松江市)に提出し、了解を得なければならない(これを立地自治体が「事前了解権」を持つという)。

それに対し、周辺自治体である鳥取県・米子市・境港市が結んでいる安全協定では、中国電力は稼働に際し、「報告」をすればよく、県・両市はそれに対して「意見を述べることができる」だけである。

これを改定し、立地自治体と同様に「事前了解権」を持つ内容にしようというもの。



30km圏内に住む市民は3.5万人
また、米子市役所は32kmの距離
米子駅は33kmの距離にある。



福島原発事故では、30km圏外の「飯館村(黄色部分)」の方向にも放射性廃棄物が流れ、その結果全村避難を強いられた。



(10月1日)陳情採決場面、起立している議員(8名)が採択に賛成
着席している議員(17名)は採択に反対。

<各議員の賛否一覧>

会派	蒼生会								政英会		よなご・未来				公明党			信風			共産党			一院 クラブ	無 所属	
陳情に関 して、各議 員の賛否	稲 清	尾 三夫	奥 浩基	門 一男	田 謙介	三 秀文	森 司	渡 穰爾	岡 啓介	戸 隆次	国 靖	土 均	西 章三	矢 強	今 雅子	前 茂	安 篤	矢 香織	安 卓是	伊 ひろえ	中 利幸	石 佳枝	岡 英治	又 史朗	遠 通	岩 康朗
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	-

※岩崎氏は、議長のため

<この広報紙は、米子市議会政務活動費を使って発行しています>